

4 営農費用への助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
1	山形県	新規就農定着サポート事業	認定新規就農者等（新規参入者） ・営農費用助成は50歳以上の方	【営農費用助成】 ○営農費用（種苗費、農薬費、肥料代等）の一部を助成。助成額60万円以内	令和6年5月頃	予算の範囲内	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/
2	山形県	経営発展支援事業（新規就農者育成総合対策）	・経営開始時に49歳以下の認定新規就農者 ・令和5～6年度中に経営を開始する者等	補助対象事業費上限1,000万円（経営開始資金受給者は上限500万円） 機械、施設の導入経費等	—	予算の範囲内	(申し込み) 各市町村農林担当課	—	—
3	①山形市	新規就農支援事業（農地賃借・機械、施設導入）	就農から3年以内の者（18歳～70歳）	新たに農業経営を開始した新規就農者（70歳以下）の農地賃借や、農業用機械・施設の購入費を補助。 ○農地：実際の賃借料と補助基準額に、賃借面積を乗じて得た額のいずれか少ない額で、1人10万円/年を限度。最長3年 ○機械・施設：補助率30%、上限30万円。就農から3年まで	随時募集	予算の範囲内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—
4	①山形市	新規就農支援事業（施設修繕）	就農から5年以内の者（18歳～70歳）	新たに農業経営を開始した新規就農者（70歳以下）が行う、施設及び付帯設備の修繕に要する経費を補助。 補助率30%、上限30万円。就農から5年まで。	随時募集	予算の範囲内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—
5	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	・認定新規就農者 ・認定農業者 ・集落営農組織	農業用機械・施設で、耐用年数が5年以上のもの（中古は2年以上）の購入費を助成 ・認定新規就農者、集落営農組織：補助率1/2（上限50万円） ・認定農業者：補助率1/3（上限50万円）	令和6年3月中旬～4月上旬	認定新規就農者を優先に予算の範囲内交付決定	農林夢づくり課 農政企画係	023-672-1111 (内線408)	—
6	③天童市	農業担い手等経営確立支援事業	認定農業者又は認定新規就農者	認定新規就農者が、必要な機械等の導入又は整備する時の経費を助成。事業費が整備内容ごとに20万円以上のものが対象で、金額は経費に3分の1を乗じて得た額又は40万円のいずれか低い額。就農5年以内の農外からの新規参入者は、70万円のいずれか低い額 スマート農業支援事業 補助対象事業がロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用した機械等で、事業費の3分の1を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額。	年1～2回	予算の範囲内	農林課	023-654-1111 (内線215)	https://www.city.tendo.yamagata.jp/
7	③天童市	天童市新規就農者農地賃借料支援事業	(支援対象者) 認定新規就農者又は農地法第3条の許可を受けた新規就農者。 (条件) ・借地権を設定した農地の50%以上が市内に存する。 ・借地権の存続期間が3年以上。 ・3親等以内の親族からの借入れでない。など	賃借料（10aあたり上限1万円）×借地権年数（上限5年）	賃借初年の翌年2月末	予算の範囲内	農業委員会事務局	023-654-1111 (内線232)	https://www.city.tendo.yamagata.jp/
8	④山辺町	山辺町新規就農者経営確立支援事業	青年等就農計画の認定を受けてから5年以内の新規就農者	1物件10万円以上（税抜価格）の小規模な農業用機械・施設等の取得費に対して、補助金を交付する。 補助率は1/2以内（千円未満切り捨て。限度額20万円）	—	予算の範囲内	産業課	023-667-1106	—
9	⑤中山町	果樹等経営安定対策支援事業	町内に住所を有する認定農業者/認定新規就農者	果樹・野菜・花き等に使用した農薬購入経費の10%を補助(消費税を除く) 上限は20万円	令和6年12月中旬～令和7年1月中旬	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—
10	⑤中山町	生産基盤強化支援事業	町内に住所を有する認定農業者/認定新規就農者	農業用機械の導入経費の3/10を補助（消費税を除く） 上限は30万円 設計金額が10万円以上で、事業実施年度において法定耐用年数に達していないもの 原則として、軽トラックのような汎用性の高いものは対象外	令和6年4月下旬～令和6年5月上旬	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—
11	⑤中山町	果樹経営転換支援事業費補助金	町内に住所を有し、販売目的で果樹を生産している農業者	町の指定する品目・品種の果樹を2a以上新植又は改植するために要した経費に関し、品目により2/3又は1/2を補助（消費税を除く） 上限15万円/10a	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—
12	⑥寒河江市	寒河江市担い手新規就農支援事業	(1)新規就農者/認定新規就農者又は年度内に認定新規就農者となることが見込まれる者 (2)中高年就農者/45歳以上65歳未満の者で、新規に就農又は専業農家となり5年以内のもので認定新規就農者と同水準の営農を行っている者	【施設整備等支援事業】 施設整備、機械購入、基盤整備等の営農に係る経費を助成。45歳未満の新規就農者は、事業費の1/2以内の100万円が限度（45歳～65歳未満の中高年就農者は50万円、夫婦ともに就農する場合は150万円が限度）	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougou/shunoshashien.html

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
13	⑦河北町	新規就農者農業用機械購入支援事業	認定新規就農者	農業用機械の購入補助として、10万円以上で耐用年数が5年以上の農業用機械を購入した場合、購入費用の1/2（上限額50万円）を補助。	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—
14	⑧西川町	農業機械施設整備支援事業	認定新規就農者等	農業用機械レンタルに対する助成	随時募集	予算の範囲内	みどり共創課	0237-74-2113	—
15	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	認定新規就農者等	○就農等条件整備支援 機械・施設等の購入費用を補助。経営体育成支援事業の場合、事業費の1/6以内の額とし上限100万円。経営体育成支援事業に該当しない場合は事業費の1/3の額又は、上限100万円のいずれか低い額	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—
16	⑨朝日町	朝日町チャレンジ ファーマー応援事業	先進的な取り組み等を行う農業者	取り組みに要した経費を助成。事業費の1/2以内とし上限100万円	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—
17	⑨朝日町	スマート農業省力化支援事業	(1) 果樹農家で①65歳以上、②新規就農者、③認定農業者、④栽培面積が1haを超えている生産者（①～④のいずれかに当てはまる者） (2) ①65歳以上、②新規就農者、③認定農業者、④栽培面積が1haを超えている生産者（①～④のいずれかに当てはまる者）	(1) 自動草刈機の購入費（税抜）1台あたり1/2（補助合計50万円限度） (2) パワーアシストスーツ購入費（税抜）1/2（10万円限度）	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—
18	⑨朝日町	簡易トイレ購入補助事業	①経営面積が1haを超える農家 ②2戸以上の農家が組織する団体	簡易トイレ購入費の1/2、上限10万円	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—
19	⑩大江町	大江町未来を耕す農機具支援事業	認定新規就農者	農機具購入補助として、20万円以上の農機具を購入した場合、購入費の1/3を補助（上限30万円）	—	予算の範囲内	農林課	0237-62-2115	—
20	⑪村山市	営農活動支援補助「いっくど農業ねっぐプログラム」（村山市担い手創造推進事業費補助金）	市内で就農している認定新規就農者	○施設整備及び機械・種苗等購入補助 市が認める費用の1/2（上限青色申告者30万円・白色申告者20万円）を補助	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/
21	⑪村山市	経営継承支援補助「いっくど農業ねっぐプログラム」（村山市担い手創造推進事業費補助金）	経営継承のため認定農業者となった主に50歳以上の新規就農者	○営農に対する諸経費を認定時の1回に限り支援1/2、上限30万円、青色申告者	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/
22	⑪村山市	就農者通年雇用支援補助「いっくど農業ねっぐプログラム」（村山市担い手創造推進事業費補助金）	認定農業者（法人）	○雇用就農者を季節雇用から通年雇用に拡大するための新たな営農品目の導入に要する経費へ支援するもの。1/2、上限50万円	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/
23	⑪村山市	村山市重点作物に取り組む環境整備補助「いっくど農業ねっぐプログラム」（市重点作物推進事業費補助金）	市重点作物の生産に取り組む者 ※市重点作物＝サクランボ・モモ・スイカ・トマト	①サクランボ・モモの苗木購入経費の1/3（上限サクランボ1,500円/本・モモ800円/本）を補助 スイカ・トマトの種苗未購入経費について、昨年度より増やした本数分の1/3（上限スイカ・トマト80円/本）を補助 ②サクランボ雨よけハウスビニール被覆作業支援経費の1/2（上限5万円 70歳以上の経営者）を補助 ③農地の土壌診断後に実施する土壌改良に要する経費のうち肥料購入に要する経費の1/2（上限3万円）を補助 ④視察研修にかかる経費に対し1/2（上限3万円）を補助 ⑤サクランボ・トマト園芸ハウス改修支援 経費の1/2 上限10万円 ⑥スイカかん水・排水対策 経費の1/2（上限10万円）を補助 ⑦モモ病害対策支援 1/2（上限1万円） ⑧モモ帆柱・枝受支柱導入支援 1/2（上限5万円）	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251～252)	https://www.city.murayama.lg.jp/

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
24	⑫東根市	就農ファーストステップ支援事業	市内に住所を有する18歳から65歳までの就農後概ね3年未満の新規就農者で、認定農業者を旨とする者であり、東根市農業委員会が新規就農者として農地を取得又は賃借した者。	①就農の際に必要な農業用設備の取得及び農業用機械の購入に要する経費に対し、補助対象経費の1/3の補助金を交付する。(上限50万円) ②就農する年度に賃借した農地の賃借料に対し、助成金を交付する。(対象農地10aあたり7千円または賃賃料のいずれか低い額)	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—
25	⑬尾花沢市	就農移住者支援事業(新規就農者支援)	※移住者限定 経営開始後5年以内(前年度農業所得200万円以下)	①資材・苗代 10万円/年 ②農地賃借料 10万円/年 ③農作業小屋賃借料 3万円/年 ④農業機械賃借料 3万円	—	予算の範囲内	農林課	0237-22-1111	—
26	⑭大石田町	元気な新規就農者支援事業補助金	町内に住所を有し、青年等就農計画の認定を受け、就農から5年以内の者	農業用機械等購入費の1/2 上限50万円 農地賃借料の1/2 上限10万円	随時募集	予算の範囲内	産業振興課	0237-35-2111	—
27	⑮新庄市	新庄市新規就農支援事業	市内在住の認定新規就農者	認定新規就農者が農地中間管理機構から賃貸権の認定等を受けた市内農地の賃賃料を助成する。(1万円/10a)	—	若干名	農林課 農業ビジネス創造係	0233-22-2111 (内線269)	—
28	⑮新庄市	新庄市新規就農支援事業	市内在住の認定新規就農者	認定新規就農者が青年等就農計画に基づいて導入する農業用機械・施設の費用を助成する。(対象経費の1/2 上限100万円)	—	若干名	農林課 農業ビジネス創造係	0233-22-2111 (内線269)	—
29	⑯舟形町	園芸拡大ステップアップ事業	①新規就農者(販売額70万円以上を目指す新規就農者) ②新たに対象作物を栽培する農業者(販売額70万円以上を目指す新規就農者) ③事業実施前年と3年後を比較して、販売額が補助金額を2倍した額以上の拡大が見込める者	○補助率 1/2。ただし、③は1/3。いずれも上限50万円 35歳以下の場合、補助率10/10(上限変更なし) 50~65歳の場合、補助率 3/4 (上限変更なし) ○対象経費 暗渠、明渠、土壌改良、種苗、資材(消耗品は除く)、機械等の導入費用	令和6年4月1日~	予算の範囲内	農業振興課	0233-32-0947	https://www.town.funagata.yamagata.jp/
30	⑳大蔵村	農業後継者等自立支援事業	農業後継者(概ね40歳以下)並びに新規就農者(概ね45歳以下)の者、又は農業後継者等の団体の代表者	農業経営に必要な農地取得及び施設設備で、自己負担分の借入に係る約定償還表により確認した借入日から、5か年分の利子相当額(限度額100万円)を助成	—	予算の範囲内	産業振興課	0233-75-2105	—
31	⑳大蔵村	新規就農者確保事業	新規就農者育成総合対策(経営開始資金)の対象者で新規就農1年目の者	新規就農年次にのみ、50万円を村でかさ上げして給付する。	—	予算の範囲内	産業振興課	0233-75-2105	—
32	㉑米沢市	米沢市未来を拓く農業支援事業	45歳未満の認定新規就農者	農業後継者・新規就農者が自ら主体となって行う作物の栽培や新たな栽培方法等の導入・新商品開発事業等の積極的な取組を支援する。補助率1/2(上限100万円)	随時募集 (予算の範囲内)	予算の範囲内	農政課	0238-22-5111	http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/
33	㉒川西町	経営発展資金利子助成事業	認定農業者及び認定新規就農者	資金の借入に係る利子助成。 融資額:50万円以上500万円以内 利率:1.5%(町の利子助成により実質無利子)	令和6年4月1日~ 令和7年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp
34	㉒川西町	新規就農総合支援事業	①認定新規就農者 ②農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者及び新規就農者育成総合対策(経営開始資金)非対象者	施設、機械(中古を含む)等の営農に係る経費の1/2を補助。上限20万円。	令和6年4月1日~ 令和7年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp
35	㉓長井市	長井市生き生き就農機械施設整備事業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)、新規就農者総合対策(経営開始資金)対象者	①軽トラック等(貨物車)(1/3補助で上限30万円) ②トラクター(1/2で上限50万円) ③管理機(1/2で20万円が上限) ④収穫・出荷用等機械(1/2以内で20万円が上限) ⑤ハウス(1/2以内で30万円が上限) ⑥市長特認(1/2以内で20万円上限) 各制度1回限り。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/
36	㉓長井市	長井市生き生き就農農地等賃借支援事業	農業次世代人材投資事業(経営開始型)、新規就農者総合対策(経営開始資金)対象者	農地賃借料の1/2以内で年間30万円が上限。3年間。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/
37	㉔白鷹町	新規就農者育成支援事業(農業用物件等導入支援)	・本籍及び前住所が町外であり、就農開始から5年を経過しない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・「農業経営計画」の実現を保証又はサポートする者がいる者 ・農業用物件等を本人名義で取得又は賃貸借契約等の締結を行う者 ・車両導入においては、賠償責任等に応じるに足る損害保険に加入していること ※農業経営計画 :青年等就農計画、農業次世代人材投資事業に基づく研修計画等	農業用機械・車両(軽トラックに限る)及び施設・設備等に要する経費の1/2又は50万円のいずれか低い額を助成(1人1回限り)	随時	予算の範囲内	農林課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
38	③⑩飯豊町	農機具等整備支援事業	認定新規就農者	農業経営に必要な農業用機械・設備の取得費用に対し、1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。1ターンで就農した者は軽トラックや除雪機も助成対象とする。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0525	https://www.town.iide.yamagata.jp/006/230316_shinkisyuunoushiensedo.html
39	③⑩飯豊町	土地改良費補助事業	認定新規就農者	農地を良好にするために行う工事等（畦畔除去、砂利除去、水路工事、暗渠埋設、農地改良）の費用を助成。対象経費の1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0525	https://www.town.iide.yamagata.jp/006/230316_shinkisyuunoushiensedo.html
40	③⑪鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（オーダーメイド型独立就農支援事業）	認定新規就農者であって、かつ人・農地プランの中心経営体である者	農業所得目標の達成に直接的に必要な事業に要する経費であり、国及び県の補助事業の対象とならない小規模な農業用機械・施設の導入や、無人ヘリオペレーター免許、ドローン操縦免許等の取得に係る経費。 事業費上限50万円 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費、単に肥育の用に供する家畜の購入経費は対象外	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html
41	③⑪鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（農業機械・農業用ハウスリース支援事業）	転入後10年を経過しないUターン者で認定新規就農者	農業用機械の賃借料年額の1/3又は5万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html
42	③⑪鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業（農地賃借料支援事業）	転入後10年を経過しないUターン者で認定新規就農者	農地賃借料年額の1/3又は9万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html
43	③⑫三川町	新農業所得構造改革推進事業	町内農業者及び団体等	・土づくり支援（土壌改良剤散布支援） ・瑞穂の郷づくり支援（直播・密苗・規模拡大機械導入支援） ・園芸等生産向上支援（園芸用ハウス整備、機械導入支援等）	令和6年4月1日～令和6年6月27日	予算の範囲内	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/
44	③⑫三川町	リーディングファーマーズ銀行事業	町内農業者及び団体等	機械施設等導入のために借り入れた融資に対して利子補給（3年を上限）	随時募集	特になし	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/
45	③⑬庄内町	地域おこし協力隊起業支援	委嘱期間満了後も町に定着し、地域の活性化に資する活動をする者	地域おこし委嘱期間満了の前1年以内又は後1年以内で、町内で農業経営する方について、100万円以内で補助。	—	予算の範囲内	企画調整課	0234-42-0169	http://www.town.shonai.lg.jp
46	③⑭酒田市	さかたでアグリ支援事業	新たに独立・自営で農業を営む意欲のある者で、青年等就農計画の認定を受けた者等	認定新規就農者等に対し、農地借上料、資材等の購入費、農業機械等の借上料に対し助成。（定額、上限50万円）	随時募集	予算の範囲内	農政課	0234-26-5766	http://www.city.sakata.lg.jp/